

「介護食士」認定規程実施要領

(趣旨)

第1条 「介護食士」認定規程(以下「認定規程」という。)に基づき「介護食士」を育成し、知識及び技能の向上を図り、よって資格認定するため、この実施要領に基づき実施するものとする。

(登録手続)

第2条 「介護食士」認定登録の手続きをするときは、受講した施設の長を経て行うものとする。

(認定施設の申請)

第3条 「介護食士」の認定の講座を実施する施設は、公益社団法人全国調理職業訓練協会(以下「協会」という。)に次のものを提出して認定施設として指定を受けなければならない。又、正会員の同一県内にある附属施設も同じ扱いとする。

(1) 申請書

(2) 各施設で実施するカリキュラム(「介護食士」各級の規定教科の修得と認められる内容のもの。)

2 認定施設の申請は、3年間毎に更新することを原則とする。

3 申請内容に変更が生じたときは、その都度申請するものとする。

(施設の認定基準)

第4条 施設の認定基準は、調理師養成施設の設備基準と同等以上とする。

(認定施設の申請料)

第5条 認定施設の申請料は、正会員及び賛助会員の一部は無料とし、正会員及び賛助会員の一部以外の者は、毎年25万円とする。

(認定講座の実施)

第6条 認定施設が認定講座を実施するときは、協会に介護食士認定講座実施計画書(書式は別に定める。)を提出し、協会の承認を得て行うものとする。

(認定申請対象者)

第7条 「介護食士」の認定申請は、認定施設の長が認めた者に対して行う。

(認定証等の交付)

第8条 協会は、指定講座を実施した認定施設の長から認定の申請があったときは、所定の手続きを経て、適正と認めた申請者に対しては「介護食士認定証及び認定証明証(携帯用)」を交付するものとする。

2 前項の認定証等の交付については、要請に基づき申請された施設の長を経由して交付することができる。

(交付事務)

第9条 認定者登録台帳に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 講座実施施設名及び年月日
- (3) 認定登録証の取消、書換え交付、再交付に関する事項

(登録事項の訂正・書換及び認定証の再交付)

第10条 「介護食士」が、登録事項に変更を生じたときは、最初に申請した施設の長を経由し、訂正・書換の事実を証明する書類を添えて、会長に申請するものとする。

2 協会は、登録事項の訂正・書換交付及び再交付の申請があったときは、認定者登録台帳にその理由及び年月日を登録し、書換認定証を交付するものとする。

3 協会は、認定証の再交付申請のあったときは、認定者登録台帳にその理由及び年月日を登録し、認定証を再交付するものとする。

(登録申請料及び再交付料)

第11条 登録申請料及び再交付申請料については、別に定める。

(履修免除)

第12条 履修免除の対象となる者は、開講施設の学生の3級受講者のみとし、一部受講免除することができるものとする。

(1) 開講施設の学生

単位互換した分の授業料は免除。

① 単位互換の対象科目

イ. 栄養学Ⅰについては、4時間を履修免除の対象とする。 ロ. 食品学については、5時間のうち4時間を履修免除の対象とし、どの部分を履修免除の対象にするかについては、各開講施設に任せることとする。 ハ. 食品衛生学については、5時間のうち4時間を履修免除の対象とし、どの部分を履修免除の対象にするかについては、各開講施設に任せることとする。 ニ. 調理理論・調理実習については、調理実習の基礎を履修免除の対象にする

(夏季研修)

第13条 夏季に准指導員研修会及び指導員研修会を開催し、認定施設の教職員の科学・技術・技能の向上を図ることとする。

(規程の改正)

第14条 この要領に定めなき事項については、協会が委員会等の意見を諮問して定める。

附則

1. この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. この要領は、平成27年 4月 1日から改正施行する。